

【平成30年度島田市結婚新生活支援事業】

新婚さんの新生活を応援します

島田市では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越し費用の補助を行っています。

1世帯あたり、上限30万円を支給します！

対象世帯

【申請期限】

平成31年3月29日(金)まで。

次の①～⑤の全てを満たす世帯

- ①平成30年3月1日から平成31年3月29日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ②平成30年3月1日から平成31年3月29日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越しをした世帯
- ③補助金交付申請時において、島田市内に住所を有しており、夫婦の年齢がともに35歳未満
- ④前年(1月～5月に申請する場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が340万円未満
※給与所得者の場合、合計収入500万円程度が目安です。
※奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。
- ⑤他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない。
- ⑥過去にこの補助金を受けたことがない。※同一世帯の上限額以内の申請は可

★ 対象経費★

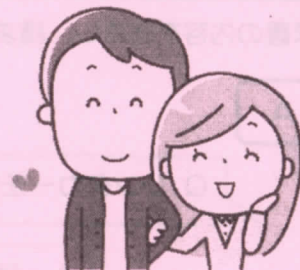
- ・新規の住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越費用 (引越業者又は運送業者に支払った費用)

★ 補助額★

1世帯あたり
上限30万円

※補助対象期間は夫婦が婚姻届を提出し、同居を開始した期間からの経費となります。
応募が多数の場合、本事業申請期限前に事業が終了する場合があります。

- ・必要書類については、裏面をご覧ください。
- ・対象要件の確認等、ぜひお気軽にお問い合わせください。



島田市 緑茶化 計画画
島田市役所 こども未来部 子育て応援課
TEL/0547-36-7159 E-mail/kosodate@city.shimada.lg.jp

【申請から補助金交付までの流れ】

1 必要書類を提出 (平成31年3月29日 (金) まで)

次の書類を子育て応援課へ提出してください。

チェック	書類
①	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
③	夫婦の平成29年分の所得証明書 (市町村長が発行するもの) ※1月～5月申請の場合は平成28年分
④	住宅の売買契約書及び領収書の写し (住宅購入の場合)
⑤	住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の領収書の写し (住宅賃借の場合)
⑥	引越しに係る領収書の写し (引越し費用の場合)
⑦	住宅手当支給証明書 (様式第2号) ※住宅賃借の場合で、給与所得者である場合
⑧	貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※平成29年中(1月～5月申請の場合は平成28年中)に貸与型奨学金の返済を行った場合
⑨	離職票の写し ※結婚を機に離職し、申請時において無職の場合

※上記以外にも、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

※様式第1号及び2号は、島田市ホームページからダウンロードできます。

2 交付決定兼確定

審査の結果を「結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書」により通知します。

3 請求書を提出

通知書が届いたら、「請求書」に必要事項を記入・押印し、子育て応援課へ提出してください。

4 補助金の振込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

Q & A

Q レンタカーを借りた場合、友人に頼んで引っ越した場合は対象になりますか？

A 対象ではありません。引越し費用は、業者に依頼したものが対象です。

Q 再婚の場合も申請できますか？

A 対象要件をすべて満たしていれば申請できます。ただし、以前の結婚で既にこの補助金の交付を受けている場合は申請できません。

